

## 2021年度通常枠\_コンソーシアム構成団体用

### 団体情報

#### 基本情報

コンソーシアム幹事団体名称	特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター		
コンソーシアム名称 ※名称がある場合に記入	中国 5 県休眠預金等活用コンソーシアム		
団体の種類	NPO法人		
フリガナ	トクテイヒエイリカツドウホウジン オカヤマエヌピーオーセンター		
団体名 ※正式名称	特定非営利活動法人 岡山NPOセンター		
設立年月日（西暦）	1998年12月6日	法人格取得年月日 ※法人格を有する団体	2002年1月8日
事務所住所	郵便番号	都道府県	市区町村以下の住所 ※上段にフリガナ（番地を除く）ご記入ください
	700-0822	岡山県	オカヤマシキタク オモテチョウ カミノチョウビル
	岡山市北区表町1丁目4-64 上之町ビル3階		
TEL(代表)	086-224-0995	Email(代表)	<a href="mailto:npokayama@gmail.com">npokayama@gmail.com</a>
WEBサイトURL	<a href="http://www.npokayama.org/">http://www.npokayama.org/</a>		

#### 代表者情報

※3名以上の場合は、行を追加し全員分ご記入ください

フリガナ	イシハラ タツヤ	役職	代表理事
氏名	石原 達也		
フリガナ	メラ シゲノリ	役職	代表理事
氏名	米良 重徳		
非営利組織評価センター (JCNE)による評価	過去3年以内に受けていますか ②ベーシック評価のすべての基準を満たしている	左の回答が①、②の場合は対象URLをご記入ください <a href="https://jcne.or.jp/org/n2017e029/">https://jcne.or.jp/org/n2017e029/</a>	

#### 職員・従業員数

職員・従業員数 (自動計算)	37 名		
常勤 有給・有期	0 名	常勤 有給・無期	18 名
常勤 無給(有期・無期)	0 名		
非常勤 有給・有期	19 名	非常勤 有給・無期	0 名
非常勤 無給(有期・無期)	0 名		

#### 役員数

役員数 (自動計算)	9 名		
理事/取締役	7 名	監事/監査役・会計参与	2 名
評議員・社員	0 名	上記の内の公認会計士または税理士	0 名

#### 資金管理体制

※決済責任者と通帳管理者は別の方がご担当ください

フリガナ	■■■■■	決済責任者 勤務形態	■■■
決済責任者 氏名	■■■■■	役職	■■■■■
フリガナ	■■■■■	決済責任者 勤務形態	■■■
経理担当者 氏名	■■■■■	役職	■■■■■
フリガナ	■■■■■	決済責任者 勤務形態	■■■
通帳管理者 氏名	■■■■■	役職	■■■■■

#### 資金管理の方法

年間決算の監査を行っていますか？	①監事を実施	左記の回答が④その他の場合のその方法（記述）	
必要な会計帳簿が備え付けられていますか？	はい	区分経理実施体制ができる体制ですか？	はい

規程類必須項目確認書（幹事団体以外のコンソーシアム構成団体用）

事業名:中国5県休眠預金等活用事業2021
幹事団体名:特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター
構成団体(自団体)名:特定非営利活動法人岡山NPOセンター
過去の採択状況:該当する( )内にチェックを入れてください。 ( <input checked="" type="checkbox"/> ) 2019年度・2020年度通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。 ※該当する団体は規程類の提出は必要ありません。 ( <input type="checkbox"/> ) 2019年度・2020年度通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

**提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。**

(注意事項)  
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html  
 ◎後日提出する規程類に関しては、下記の誓約に署名及び印を押印のうえ、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。  
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
<b>● 社員総会・評議員会の運営に関する規程</b>				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第5章第25条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第5章第26条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第5章第25、26条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第5章第26条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第5章第24条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第5章第29条2
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第5章第30条4
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としません。		公募申請時に提出	定款	第5章第31条
<b>● 理事会の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。</b>				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第4章第14条3
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事の職務権限規程	第3条
<b>● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。</b>				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款	第6章第34条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第6章第35条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第6章第35条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第6章第35条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第6章第33条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第6章第37条2
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第6章第38条4
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第6章第39条
<b>● 理事の職務権限に関する規程</b>				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第4章第15条
<b>● 監事の監査に関する規程</b>				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第4章第15条6
<b>● 役員及び評議員の報酬等に関する規程</b>				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員報酬規程	第4条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬規程	第5、6条
<b>● 倫理に関する規程</b>				
(1)基本的人権の尊重	倫理規程	公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス整備に向けた基本規定	第1章第1条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス整備に向けた基本規定	第1章第2条
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス整備に向けた基本規定	第1章第3条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス整備に向けた基本規定	第1章第4条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	就業規則 就業規則 ガバナンス・コンプライアンス整備に向けた基本規定	第4章第12条⑧ 第8章第39条 第1章第5条
(6)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス整備に向けた基本規定	第1章第6条
(7)個人情報の保護		公募申請時に提出	個人情報の保護規定 ガバナンス・コンプライアンス整備に向けた基本規定	(全体) 第1章第7条

●利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと		公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス整備に向けた基本規定	第2章第8条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うに当たり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること	倫理規程 理事会規則 役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程	公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス整備に向けた基本規定	第2章第8条
(2)自己申告 「役員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること	就業規則 審査会議規則 専門家会議規則	公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス整備に向けた基本規定	第2章第9、10条
●コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること		公募申請時に提出	コンプライアンス委員会規定	(全体)
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス委員会	第1章第4条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス整備に向けた基本規定	第3章第12条
●内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)		公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス整備に向けた基本規定	第4章第14条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	就業規則	第16章第59条
●組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)		公募申請時に提出	職員等の給与規定 事務局規定	細則第2条 第2章 附則
(2)職制	事務局規程	公募申請時に提出	職員等の給与規定 事務局規定	細則第2条 第3章
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規定	第4章
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規定	第5章第6、7条
●職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	職員等の給与規定	細則
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	職員等の給与規定	第5条
●文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き		公募申請時に提出	文書管理規定	第5条
(2)文書の整理、保管	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規定	第6～9条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規定	第10～12条
●情報公開に関する規程				
以下の1～4の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規定	第7条 附則
●リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応		公募申請時に提出	リスク管理規定	第2条第5条
(2)緊急事態の範囲	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規定	第3章第10条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規定	第3章第13条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規定	第3章第13条
●経理に関する規程				
(1)区分経理		公募申請時に提出	経理規定	第1章第5条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規定	第1章第3条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別	経理規程	公募申請時に提出	経理規定	第1章第6条、第3章第18条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規定	第2章第10～16条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規定	第3章第17～19条
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規定	第5章
(7)決算		公募申請時に提出	経理規定	第6章

規程類の後日提出に関する誓約

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 殿

2021年 6月 14日

構成団体の名称 特定非営利活動法人岡山NPOセンター  
代表者の氏名 \*代表理事 石原達也 印

当団体は、幹事団体が資金分配団体としての助成を申請するに際し、上部で「内定後1週間以内に提出」を選択した必須項目については、やむを得ない理由により提出できないため、内定後1週間以内に提出することを誓約します。

なお、この誓約に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

